

個人番号カード（マイナンバーその4）

申請は来年1月以降。市町村窓口で無料交付。顔写真付き。公的な身分証明書として利用できる。利用範囲が拡大する方向。損は無い。希望者が殺到することが予想されている。早くするかゆっくりするかを選択。

項目	通知カード	個人番号カード
用途・利便性・本人確認	以下の書類とともに利用可能 ①運転免許証、パスポート、在留カード等 ②官公署発行の書類等で、写真、氏名と生年月日または住所が記載されているもの	①身分証明書として単独で利用可能 ②就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等に利用 ③市町村、行政機関などによる付加サービスの利用 ④電子申請・取引時に電子証明として利用



無償減資と法人住民税均等割

平成27年度税制改正により、法人住民税均等割の課税判定にあたっては、現行の税率区分の基準である資本金等の額に、無償増減資等の金額を加減算するものとされました。

従来、無償減資をしても、法人税法上の資本金等の額は変わらないため、法人住民税の均等割も変わらないとされていましたが、この改正により、無償減資した場合でも、法人住民税の均等割の負担が減少し得ることになります。

すなわち、改正地方税法上、資本金の額または資本準備金の額を減少して生じた「その他資本剰余金」による欠損てん補をした場合、法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額から減算できるとされています。

先日、国内大手家電メーカーが大規模な減資を行うというニュースが話題となりましたが、欠損てん補のための無償減資により、財務内容の改善を図る場合に、法人住民税の均等割負担も減少し得ることになりますので、納税者に有利な改正であると考えられます。

なお、この改正は平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(大寺)

6月の税務

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 所得税の予定納税額の通知 通知期限…6月15日 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
申告期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(26年12月～27年5月分)の納付
納期限…6月10日 4 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…6月30日 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日 | <ul style="list-style-type: none"> 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日 7 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…6月30日 8 消費税の年税額が400万超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日 9 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日 |
|---|---|

6月の社会保険労務

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満・請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署) 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
児童手当現況届 | <ul style="list-style-type: none"> 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届 |
|--|--|
- ※ 労働保険の年度更新(1日～7月10日)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間(23日～29日)



労働保険事務組合とは？



労働保険事務組合制度とは、厚生労働大臣の認可を受けた中小企業の事業主団体が、委託事業主の労働保険料の申告・納付、その他労働保険に関する各種の手続きを行うことが出来る制度です。労働保険の適用促進及び労働保険料の適正な徴収を目的としています。事務組合に加入した場合のメリットは、以下の通りです。

- ① 事業主の事務の軽減
- ② 保険料額に関わらず分納が可能となる。(年3回)
- ③ 事業主及び家族従事者は、労災保険に特別加入出来る。

また、全国労働保険事務組合連合会が運営する「労働災害に伴う労災保険の上乗せ補償制度」にご加入いただくことも可能です。(公的補償は休業1日につき給付基礎日額の80%ですので、残りの20%が上乗せ分となります。)

尚、当事務所は、「労働保険事務組合 徳島県労務能率協会」として認可を受けております。事務組合加入には一定の条件があり、委託出来る事務の範囲も決められています。

ご興味のある方は、弊社まで御相談下さい。

(岩佐)

◆◆◇ 自転車事故に対する備え

(自転車を取り巻くリスクとその責任！) ◇◆◇

リスク委員会

ここ数年、交通事故件数に占める自転車事故件数の水準が高くなっています。主な要因は安全不確認、一時不停止、信号無視となっています。自転車事故により発生するリスクに備えが必要となります。

自転車を取り巻く事故のリスク

◎自分がケガをする

◎他人にケガをさせる

◎財物を壊す(損害を与える)



自転車事故で問われる責任

刑事上の責任	相手を死傷させた場合「重過失致死罪」となる
民事上の責任	被害者に対する損害賠償の責任を負うことになる

上記に備える保険

対象 保険の種類	事故の相手		自分	備考
	生命・からだ	財産	生命・からだ	
個人賠償責任保険	○	○	×	各損害保険会社で取り扱う商品
傷害保険	×	×	○	
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店で購入または点検整備を行い基準に合格した自転車に貼付される商品 (保険期間1年間)

注)業務で自転車を使用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要があります。(道路交通法上、自転車も車両の一種で軽車両に該当)

詳しくは、各保険会社もしくは損害保険代理店にご確認ください。

(さくらビジネス)

◆◆◆ 平成27年度の固定資産税 ◆◆◆

皆様のお手元に各市町村から固定資産税の通知書が届いていると思います。

土地と家屋に対する固定資産税の基本となる評価額は、固定資産の持つ適正な時価を求めため、3年毎に評価額を見直されることとなっています。

これを「評価替え」といいます。平成27年度は固定資産(土地・家屋)の評価替えの基準年度です。基準年度である平成27年度の賦課期日(平成27年1月1日)現在において、課税客体となる土地及び家屋について評価額の算定替え(評価替え)が行われます。平成28年度(第2年度)及び平成29年度(第3年度)は、原則として新たな評価を行わず据置きとなります。(坂田)

◆◆◆ 平成27年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について② ◆◆◆

先月号に引き続き入札・契約制度の改善について主なものを紹介してまいります。

項目	実施内容
建設産業の担い手の確保・育成	<p>③ 社会保険等未加入対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入札参加資格申請時に 社会保険等の事業者単位での加入 が確認できた者を入札参加資格者名簿に登載する。(平成27年度の追加受付から実施) ● 社会保険等未加入業者を一次下請契約の相手方としてはならないこととする。(平成28年度から実施予定) <p>④ 技術者等の交代要件の緩和</p> <p>「若手職員(35歳未満)」が「現場代理人又は主任技術者」として交代配置できるよう、交代要件を緩和する。</p> <p>ただし、現場代理人、主任技術者のいずれかは留任することとし、総合評価落札方式で受注した工事の主任技術者の交代は認めない。</p>

(岸上)

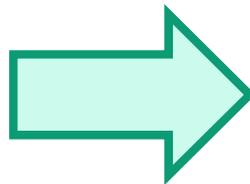
◆◆◆ 医療法人の事業報告書等の一部様式変更 ◆◆◆

医療法人は医療法第52条の規定により、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を都道府県知事に届け出なければならないとされています。

平成27年4月以降に提出する届け出より「医療法人会計基準について」(平成26年3月19日医政発0319第7号厚生労働省医政局通知)による「会計基準」を適用している場合は、貸借対照表の様式改正があります。適用していない医療法人については、従前と変更はありません。

例:様式3-3(診療所のみ 平成19年4月1日以後に設立された医療法人)

従前
純資産の部
科目
I 資本剰余金
II 利益剰余金
1 代替基金
2 その他利益剰余金
III 評価・換算差額等
IV 基金
純資産合計

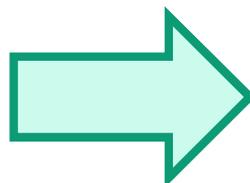


新様式(医療法人会計基準適用)

純資産の部
科目
I 基金
II 積立金
(うち代替基金)
III 評価・換算差額等
純資産合計

例:様式3-4(診療所のみ 経過措置型医療法人)

従前
純資産の部
科目
I 資本金
II 資本剰余金
III 利益剰余金
IV 評価・換算差額等
純資産合計



新様式(医療法人会計基準適用)

純資産の部
科目
I 出資金
II 積立金
III 評価・換算差額等
純資産合計

様式は、県のホームページ「医療とくしま」《医療関係者向け》内の《医療法人手続き関係 医療法人 決算届について》でダウンロードすることができます。(田中)

◆◆◇ 原価計算と管理会計について② ～原価計算について①～ ◇◆◇

今回から、管理会計の考え方と原価計算について解説いたします。

管理会計は、経営者の意思決定に役立つといわれていますが、具体的には、経営者の意思決定の結果について数値で判断材料を提供することで役に立ちます。

例えば、ある製品を自社で製作するのと他社に外注するのではどちらが有利か？という問題があるとします。自社で製作すると原価は製品ひとつあたり100円かかるとします。一方で、外注だと1個あたり90円で手に入るとします。さて、どちらの選択が有利になるのでしょうか？

	材料費	労務費	経費	合計
自社製造	40円	40円	20円	100円
外注	0円	0円	90円	90円

上記の前提だけ考えれば、外注という選択をするほうが明らかに有利なように思われます。しかし、自社製作で発生する原価の中身次第では、自社製作のほうが有利となるかもしれません。

実は、上記の判断に結論を出すためには、管理会計の考え方に見合う適切な原価計算を行う必要があるのです。

それでは、管理会計の考え方に見合う適切な原価計算とは何でしょうか。本来、原価計算とは製品製造に直接必要な「材料費」「労務費」「経費」を集計、計算して製品の原価を求めることを言いますが、管理会計を考えるためには、それだけでは少々足りません。ここで重要となってくるのが「変動費」と「固定費」です。詳細は次回に解説いたします。

(孝志洋)

さくら税理士法人 新入職員紹介 — 板橋 茉樹 —

初めまして！新入職員の板橋茉樹です。4月からさくら事務所の一員となりました。

正社員としては4月からお世話になっているのですが、実は昨年10月から研修の一環でアルバイトとしてこの事務所で働かせてもらっていました。そのおかげか4月からの新生活も想像していたほどは緊張することなく毎日過ごしています(^ω^)

アルバイトのおかげか先輩社員の名前はなんとか覚え、良くしてもらっています。そして仕事の方は少しずつ覚え、慣れてはいているのですが、おっちょこちょいなせいにか小さなミスがちらほらと…(;・∀・) まだまだ毎日学ぶことがたくさんあります。

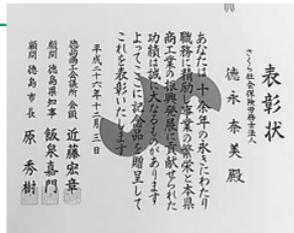
こんな私ですが一生懸命頑張りますので、これからどうぞよろしくお願い致します！

第52回優良従業員表彰式②

昨年12月3日、徳島県立中央テクノスクールろうきんホールにて、徳島商工会議所の表彰式が開催されました。永年勤続する優良従業員ということで、当事務所より、20年表彰の部で2名、10年表彰の部で2名が表彰されました。

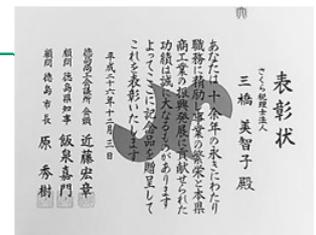
3月号に引き続いて、勤続年数10年の2人を紹介させていただきます。

10年表彰をいただきました。ありがとうございました。これも私の周りのみなさんのおかげです。毎日毎日が勉強です。これからもより豊かな引き出しの多い人となり、みなさんの役に立てるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。



さくら社会保険労務士法人 徳永 奈美

勤続10年表彰を頂き、ありがとうございました。入社してから今日まで、無事勤めてこられたのも、先生方をはじめ、上司、先輩皆様のおかげであると、改めて感謝の気持ちでいっぱいです。これから、また気を引き締め頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



さくら税理士法人 三橋 美智子

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 (株)さくらビジネスサービス
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL: 088-625-2556
 FAX: 088-654-1181